

## 新シニア産業カウンセラー試験の受験資格について

新シニア産業カウンセラー試験（以下、「新シニア試験」という）の受験資格は次のとおりです。

### 1. 受験資格

受験資格 (1)・(2) のいずれかに該当している場合に受験できる

- (1) 産業カウンセラー試験合格後、別表に定める新シニア産業カウンセラー育成講座（以下「新シニア育成講座」という）において、必須科目 18 科目及び選択科目 1 科目の計 19 科目以上の科目の修了証の発行を受けた者
- (2) 産業カウンセラーの資格を有し、大学院研究科において心理学又は心理学隣接諸科学、人間科学、人間関係学のいずれかの名称を冠する専攻の修了者であって、次号に定める A 群から G 群までの科目において、1 科目を 2 単位以内として 4 科目以上、8 単位以上を取得している者で、第 4 号に定める協会が指定する新シニア育成講座の科目の修了証の発行を受けた者。（\* 1）ただし、D 群から G 群の科目による単位取得は 2 単位以内とする。

科目群は以下のとおりとする。

- A 群：産業カウンセリング、カウンセリング、臨床心理学、心理療法各論（精神分析・行動療法など）などの科目群
- B 群：カウンセリング演習、カウンセリング実習などの科目群
- C 群：人格心理学、心理アセスメント法などの科目群
- D 群：キャリア・カウンセリング、キャリア概論などの科目群
- E 群：産業心理学、産業・組織心理学、グループダイナミックス、人間関係論などの科目群
- F 群：労働法令の科目群
- G 群：精神医学、精神保健、精神衛生、心身医学、ストレス学、職場のメンタルヘルスなどの科目群

\* 1 協会が指定する新シニア育成講座は、「メンタルヘルス支援体制構築の実践的理解」「働きやすい職場づくりの実践的理解」の 2 科目とする。ただし、2019 年度の受験資格より適用する。

## 2. 経過措置による受験資格

### 受験資格（1）に関する経過措置

- ①シニア産業カウンセラー試験（以下、現シニア試験）の受験資格を2013年3月末までに取得した者で、新シニア育成講座において42時間以上に相当する科目の修了証の発行を受けた者
- ②2014年3月末までに履修した現シニアコース講座の受講時間を新シニア育成講座の受講時間と読み替えた上で、受験資格（1）を満たす者

上記①②の経過措置は、2022年3月末までに実施される試験まで有効とする。

### 受験資格（2）に関する経過措置

協会が指定する新シニア育成講座「メンタルヘルス支援体制構築の実践的理解」「働きやすい職場づくりの実践的理解」の履修は2019年度の受験資格より適用する。

## 3. 以下に該当する方は、2017年度と2018年度の新シニア産業カウンセラー試験は受験できません。

- ・2013年4月以降に現シニア産業カウンセラー試験の受験資格「有」に該当し、2014年度～2016年度の間、現シニア産業カウンセラー試験の受験歴がある方（2018年度まで現シニア試験を受験できます）
- ・「修士」の受験資格「有」の方で2017年度に現シニア産業カウンセラー試験を受験する方

## 新シニア育成講座 科目一覧

新シニア育成講座		科目名	時間数
領域 一	No. 1	認知行動療法	18
	No. 2	アサーション	6
	No. 3	交流分析の実際 (*)	6
	No. 4	ゲシュタルト療法 (*)	6
	No. 5	ソリューションフォーカストアプローチ (*)	6
	No. 6	臨床精神医学 心身医学の実務	6
	No. 7	パーソナリティの病理	6
	No. 8	危機介入等の実践的理解	6
	No. 9	キャリア開発領域の事例検討および実習	18
	No. 10	心理アセスメントの実践的理解	12
	No. 11	逐語記録・事例報告の作成と検討	36
	No. 12	セルフキャリア開発	6
	No. 13	産業カウンセラーとしての自己理解を深める<BEGET験>	18
領域 二	No. 14	コミュニティアプローチ	6
	No. 15	多文化と価値観の多様性へのアプローチ	6
	No. 16	職場のグループダイナミクスの実践的理解	6
	No. 17	人間関係形成の実践的理解	6
	No. 18	ファシリテーションとグループ・ワークの実践的理解	12
	No. 19	教育研修指導法の実践的理解	6
領域 三	No. 20	メンタルヘルス支援体制構築の実践的理解	24
	No. 21	働きやすい職場づくりの実践的理解	12

(\*) は選択科目